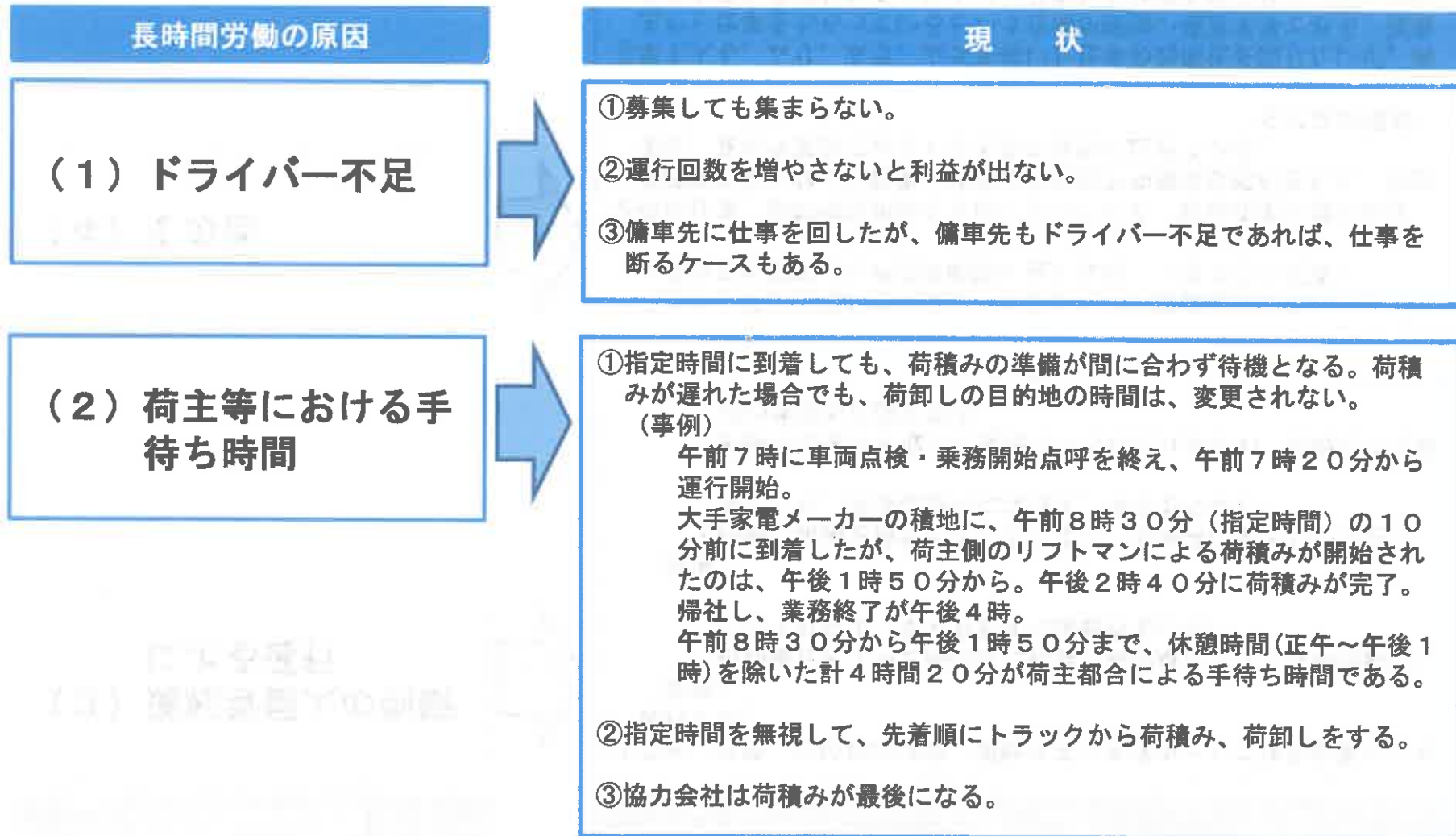


## トラック運送事業における長時間労働の現状



## 長時間労働の原因

### (3) 運転者個人の判断による運行

## 現 状

- ①年齢、性格、その日の体調、運転リズムを理由として独自裁量により運行する。  
(事例)
  - ・近距離だと1～2時間前に到着、長距離だと1～3時間前若しくはそれ以上に早く到着する運転者もいる。  
(理由)
  - ・時間に余裕を持たせることにより、心身共にゆとりができ、焦ったり、無理な運行にならず、事故も少ない。
  - ・長時間の休息を取ると運転リズムが乱れるため、分散して短時間の休憩や仮眠を取る。

### (4) その他

- ①荷主から高速道路料金の支払いが無いため、高速道路を利用できず、一般道を利用するため拘束時間が長くなる。(全て込み運賃)
- ②荷役作業、附帯作業が当たり前になっている。附帯作業が増える分、長時間労働となった結果、仕事の質の低下や健康状態が悪化し、安全運転、安全作業ができなくなる負の連鎖が起きている。  
(全て込み運賃)
- ③車も人も、ムリ、ムラ、ムダを省いた仕事の効率化を図りたいが、荷主から仕事をもらっているという立場が根強い運送業界である。改善基準告示を遵守したことにより、荷主から仕事を断られない何らかの対策や制度が必要である。

※この内容は、トラック運送事業者への巡回指導及び電話による聴き取り調査の内容を基に作成したものです。